

## 新型コロナウイルス特例貸付の再貸付について

### 【総合支援資金（特例貸付）再貸付の実施方法について】

#### 1. 対象

特例貸付開始から令和3年3月末までの間に、緊急小口資金及び総合支援資金の貸付（総合支援資金の延長含む）が終了した世帯対象

#### 2. 再貸付の申請方法

対象となる方に、申請に必要な様式と手続き方法の通知を、2月19日を目途に順次、兵庫県社協から郵送にて送付されます。申請等の様式は本会に届け出されている住所地にお送りし、郵便物の転送等は一切行いません。

#### 3. 申請締切：令和3年3月31日（水）当日消印有効

#### 4. 再貸付分の送金時期

申請を受理してから審査結果の送付と送金までに1か月半～2か月程度、要します。

※詳細は兵庫県社会福祉協議会ホームページをご確認ください。